

昭和二十三年総理庁令第二十九号**最高裁判所裁判官国民審査法施行規則**

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則を次のように定める。

(審査予定裁判官に関する通知事項)

第一条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号。以下「令」という。)第一条に規定する総務省令で定める事項は、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号。以下「法」という。)第十四条第一項又は第二項の規定により投票用紙に法第一条に規定する審査(以下「審査」という。)に付される同条に規定する裁判官(以下「裁判官」という。)としてその氏名を印刷する者の中に同一氏名の者が二人以上ある場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

(審査に付される裁判官に関する通知事項)

第二条 令第三条第四号に規定する総務省令で定める事項は、前条に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

(投票用紙等の様式)

第三条 審査の投票用紙は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

2 点字による審査の投票を行う場合における投票用紙は、前項の規定にかかわらず、別記第二号様式その一に準じて(当該投票用紙のうち法第十六条の四に規定する在外投票に用いるものにあつては、別記第二号様式その二により)調製しなければならない。

3 法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十九条第七項又は第八項の規定による審査の投票を行う場合における投票送信用紙は別記第三号様式その一に準じて、同条第九項の規定による審査の投票を行う場合における投票送信用紙は別記第三号様式その二に準じて調製しなければならない。

4 法第十六条の四に規定する在外投票を行う場合における投票用紙(点字による審査の投票に用いるものを除く。)は、第一項の規定にかかわらず、別記第四号様式により調製しなければならない。

(在外投票用の投票用紙等請求書の様式)

第四条 令第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第六十五条の三第一項及び第六十五条の十一第一項に規定する請求書の様式は、在外選挙執行規則(平成十一年自治省令第二号)別記第十五号様式に準じて作成しなければならない。

(投票録、開票録、審査分会録及び審査録の調製)

第五条 審査の投票録、審査の開票録、審査分会録及び審査録は、それぞれ別記第五号様式から第八号様式までに準じて調製しなければならない。

(投票及び開票に関するその他の事項)

第六条 法及び令並びにこれらに基づく命令に規定するもののほか、審査の投票については、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による。

(裁判官の氏名等の掲示における掲示事項)

第七条 令第十九条第二項に規定する総務省令で定める事項は、令第十八条第七号に規定する裁判官の氏名等の掲示に掲載する審査に付される裁判官の中に氏名及び令第一条に規定する任年月日(以下この条において「任年月日」という。)が同一である者が二人以上ある場合において、当該氏名及び任年月日が同一である者を区別するに足りる事項として中央選挙管理会が定める事項とする。

附 則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十七年八月一六日総理府令第五六号) 抄

1 この府令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附 則 (昭和三十三年四月二二日総理府令第三〇号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十八年三月一一日自治省令第七号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

7 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後にその期日を告示される審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十八年一二月二四日自治省令第二七号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその期日を告示される審査について適用し、施行日前にその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年四月一四日自治省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年一二月二五日自治省令第四一號) 抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日から施行する。

8 前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年一月三〇日自治省令第一号) 抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成九年法律第百二十七号)の施行の日(平成十年六月一日)から施行する。

5 前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年九月一四日自治省令第四四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一五年七月二四日総務省令第一〇〇号) 抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十九号)の施行の日(平成十五年十二月一日)から施行する。

5 前二項の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年五月二七日総務省令第六二号) 抄

- 1 この省令は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年一二月二六日総務省令第一〇〇号）

- 1 この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年一月一日）から施行する。
- 2 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附 則（令和元年五月三十一日総務省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月三十一日総務省令第一三号） 抄

- 1 この省令は、令和元年六月一日から施行する。
- 2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第一条による改正後の公職選挙法施行規則第十七条の四、別記第十三号様式の九、別記第十三号様式の九の二、別記第二十五号様式、別記第三十号様式及び別記第三十一号様式を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附 則（令和五年二月一〇日総務省令第六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年二月十七日）から施行する。

（適用区分等）

第二条 第一条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

別記
第一号様式（投票用紙の様式）（第三条関係）

別記
第一号様式（投票用紙の様式）（第三条関係）

[illegible]

備考

- 一用紙は、折たんだ場合においてなるべく外部から×の記号を透視することができない投票用のものを使用しなければならない。
- 二投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会（特定都区市の選挙管理委員会を含む。別記第二号様式その一備考第一号において同じ。）の印をもつてこれに代へても差し支えない。
- 三不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することも差し支えない。
- 四不正行為を防止し、かつ、公正な選挙を行うことが必要と認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第七十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

四 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」と記載しなければならない。

五 第一条に規定する場合には、中央選挙管理会の定めるところにより、裁判官の氏名の欄の下に当該同一氏名の者を区別するに足りる事項を記載する欄を設けなければならない。

第二号様式（点字による投票の投票用紙の様式）（第三条関係）

第二号様式（点字による投票の投票用紙の様式）（第三条関係）
その一

最高裁判所裁判官国民審査投票

点 字 投 票

都（道府県）
（市）
（区）
（町）
（村）
選挙管
理委員
会印

○ 注 意

一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。

二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。

備考

一 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会の印をもつてこれに代えても差し支えない。

二 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

三 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。

その二

最高裁判所裁判官国民審査 在外投票点字投票 ○ 注意 一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。 二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。	総務大臣印
--	------------------

備考

一 総務大臣の印は、刷込み式とする。

二 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」と記載しなければならない。

第三号様式（洋上投票等における投票送信用紙の様式）（第三条関係）

別記第三号様式（洋上投票等における投票送信用紙の様式）（第三条関係）
その一

【必要事項記載部分】 1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項 ①指定市町村名 都道府県 市町村 (区) ②この用紙を船長又は船員に交付した年月日 年 月 日 ③船員の選挙人名簿登録地市町村名 都道府県 市町村 (区) ④令第13条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第59条の6又は第59条の6の3に係る請求の別 第59条の6に係る請求 第59条の6の3に係る請求 2. 不在者投票管理者等の記載事項 ①氏名（署名） ②指定船舶等の名称 ③この用紙を船員に交付した年月日 年 月 日 3. 立会人の記載事項 氏名（署名） 4. 船員の記載事項 ①氏名（署名） ②住所 市区町村 ③選挙人名簿登録証明書の交付年月日 年 月 日 ④船員手帳の番号 5. 代理投票の仮投票の場合 代理記載人の署名	【投票記載部分】 <table border="1"> <tr><td>15</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td></td></tr> </table> （切り取り線） ※送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。	15		14		13		12		11		10		9		8		7		6		5		4		3		2		1	
15																															
14																															
13																															
12																															
11																															
10																															
9																															
8																															
7																															
6																															
5																															
4																															
3																															
2																															
1																															
（切り取り線） ファクシミリ送信時の用紙の向き （※送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。）																															
【注意事項記載欄】 1 投票送信用紙の交付から送信までの手続 (1) 令第13条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第59条の6に係る請求の場合 ① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1、2、3欄に記載された事項を消したり、修正を加えたりせず、投票の記載をする場所で4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載してください。 ② 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて船長から知らされた電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。 ③ 代理投票の場合は、4欄には代理記載人が記載してください。 ④ 5欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。 (2) 令第13条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第59条の6の3に係る請求の場合 ① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1欄及び2欄中②欄に記載されている事項を消したり、修正を加えたりしないでください。 ② 船員は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が指定した時間内に確認書の送信を行った後、審査の期日の告示があった日の翌日から当該審査の期日の前日までの間の指定市町村の選挙管理委員会の委員長が定める時間内において、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載し、2欄中①、③欄及び3欄については、何も記載しないでください。 ③ 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて請求書に記載した電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。 2 投票送信用紙の送信後の手続 (1) 令第13条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第59条の6に係る請求の場合 ① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに船長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、船長に提出してください。 (2) 令第13条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第59条の6の3に係る請求の場合 ① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、確認書とともに保管し、本邦の港に帰ったときに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長あて送致してください。 3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続 船長は、船員から令第13条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第59条の6第8項の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が法第26条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第49条第8項に該当する審査人である旨を記載した上で、船員に交付してください。 交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記1②③及び2②①と同様に送信等を行ってください。 なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。																															

市（区）（町）（村）選挙管理委員会 印

備考

- 一 投票送信用紙は両面印刷の方法により調製しても差し支えないが、投票記載部分及び必要事項記載部分の裏面には何も印刷しないこと。
- 二 投票送信用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 三 投票送信用紙に押すべき指定市町村（公職選挙法施行令第五十九条の六第二項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の選挙管理委員会の印は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 四 不正行為を防止することができると認められる場合に限り、指定市町村の選挙管理委員会
は、その定めるところにより、投票送信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 五 投票記載部分にいずれの審査に係る投票送信用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならぬ。
- 六 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第五十九条の六に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の必要事項記載部分の「1. 選挙管理委員会の選挙管理委員会」欄に、同令第五十九条の六の三に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の「1. 選挙管理委員会の選挙管理委員会」欄及び「2. 不正行為の防止」欄中「⑤ 選挙管理委員会の審査」欄に必要な事項を記入して交付しなければならない。
- 七 投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。

市（区）（町）（村）選挙管理委員会 印

備考

- 一 投票送信用紙は片面印刷の方法により調製しなければならない。
- 二 投票送信用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 三 投票送信用紙に押すべき南極投票指定市町村（公職選挙法施行令第五十九条の八第二項に規定する南極投票指定市町村をいう。以下同じ。）の選挙管理委員会の印は、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、南極投票指定市町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 四 不正行為を防止することができる方法で投票送信用紙を印刷することができる場合に限る。南極投票指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票送信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 五 投票記載部分にいずれの審査に係る投票送信用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。
- 六 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票送信用紙の必要事項記載部分の「一、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百」欄に必要な事項を記入して交付しなければならない。
- 七 投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。

第四号様式（在外投票用投票用紙の様式）（第三条関係）

表
最高裁判所裁判官国民審査在外投票
総務大臣印

[illegible]

総務大臣の印は、刷込み式とする。

二 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、第何回最高裁判所裁判官国民審査」と記載しなければならない。

第五号様式（投票録の様式）（第五条関係）

その一

何年何月何日
執行

最高裁判所裁判官国民審査投票所投票録

別記第五号様式（投票録の様式）（第五条関係）

1 投票所開設場所		何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）						
2 投票所の変更		年 月 日 場 所 事 由 告 示 年 月 日						
3 投票管理者		氏 名	選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等		
4 投票立会人		党 派	氏 名	選任年月日	立 会 時 間	参 会 時 刻	辞職の時刻及び理由	
(1) 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人で審査における投票立会人となった者					午前何時～ 午後何時		午前（後）何時何分 事由何々	
(2) 投票管理者の選任した者				(参会時刻)				
5 投票所開閉時刻		午前何時開始 午後何時閉鎖						
6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人		党派 氏名						
7 投票の状況		選挙人名簿登録者	審査当日有権者	投票者	投票所における投票者		不在者投票者	
					総数	仮投票による投票者	総数	不受理の決定を受けた者の数
		(男)						
		(女)						
(計)								
(1) 投票用紙再交付者		(氏名) (再交付の事由)						
(2) 決定書又は判決書により投票をした者		(氏名)						
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者		(氏名)						
(4) 点字により投票をした者		人						
(5) 代理投票		審査人	補助者		者			
		(氏 名)	(氏 名)		(氏 名)			
		代理投票者数		人				
(6) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者が送致を受けた不在者投票		投票総数	票 内	受理と決定したもの 不受理と決定したもの		票 票		
		不受理又は拒否の決定を受けた者						
		不受理の決定を受けた者		(氏名)				
		代理投票の拒否の決定を受けた者		(氏名)				
(7) 投票拒否の決定をした者		審査人の氏名		拒否の事由		仮投票の有無		
		国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第50条の投票の拒否						
		国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第48条の代理投票の拒否						
8 投票所事務従事者		総数	何人	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者		何人 何人 何人		

何年何月何日調製

投票管理者（職）氏 名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏 名

投票立会人 氏 名

備考

- 1 この様式は、投票所（法第26条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第30条の3第2項に規定する指定在外選挙投票区の投票所を除く。）における投票録の様式である。
- 2 指定投票区若しくは指定関係投票区等である場合又は第6条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載すること。
- 3 審査人の氏名のみの記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 4 「審査当日有権者」には、期日前投票を行つた者のうち審査の期日までの間に審査権を有しなくなつたものも含まれるものであること。
- 5 投票所における投票者の総数と不在者投票の総数の計を「投票者」欄に記載すること。
- 6 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。
- 7 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管理者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなつた事由を記入すること。
- 8 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 9 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 10 署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 11 指定関係投票区等である場合には、この様式中「不在者投票者」欄及び7(6)の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する審査人がした不在者投票の送致を受けた場合又は第6条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合は、この限りでない。
- 12 公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあつては、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- 13 この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

その二

何年何月何日

執行

最高裁判所裁判官国民審査共通投票所投票録

1 共通投票所開設場所					
2 共通投票所の変更	年 月 日	場 所	事 由	告 示 年 月 日	
3 投票管理者	氏 名	選任年月日	職 務 時 間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等
			午前何時～ 午後何時		職務代理（管掌）者 氏 名 午前何時～何時 事由何々
4 投票立会人	党 派	氏 名	選任年月日	立 会 時 間	参会時刻
(1) 衆議院小選挙区選出議員の 選挙における投票立会人で 審査における投票立会人となつた者				午前何時～ 午後何時	午前（後）何時何分 事由何々
(2) 投票管理者の選任した者			(参会時刻)		
			(参会時刻)		
5 共通投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖				
6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派	氏名			
7 投票の状況	投 票 者		仮投票による投票者		
	(男)				
	(女)				
	(計)				
(1) 投票用紙再交付者	(氏名)		(再交付の事由)		
(2) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)				
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)				
(4) 点字により投票をした者					
(5) 代理投票	審 査 人		補 助 者		
	(氏 名)		(氏 名)		(氏 名)
(6) 投票拒否の決定をした者	代理投票者数		人		
	国民審査法第 26 条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第 50 条の投票の拒否		審査人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無
	国民審査法第 26 条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第 48 条の代理投票の拒否				
8 共通投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者	何人 何人 何人

何年何月何日調製

投票管理者（職） 氏 名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏 名

投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、共通投票所（法第 26 条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第 49 条の 2 第 3 項の規定により市区町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所を除く。）における投票録の様式である。
- 審査人の氏名のみの記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。
- 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等することとなつた事由を記入すること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 公職選挙法第 55 条ただし書に規定するときにあつては、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考 13 に準ずる。

その三

何年何月何日
執 行
最高裁判所裁判官国民審査期日前投票所投票録

1	期 日 前 投 票 年 月 日	何年何月何日					
2	期 日 前 投 票 所 設 置 の 状 況						
(1)	期 日 前 投 票 所 開 設 場 所	何市 (区) 役所 (何町村役場) (何の場所)					
(2)	期 日 前 投 票 所 に お け る 審 査 の 期 間	何年何月何日から何年何月何日まで					
3	投 票 管 理 者	氏 名	選任年月日	職 務 時 間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等	
				午前何時～ 午後何時		職務代理 (管掌) 者 氏 名 午前何時～何時 事由何々	
4	投 票 立 会 人	党 派	氏 名	選任年月日	立 会 時 間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	衆議院小選挙区選出議員の 選挙における投票立会人で 審査における投票立会人と なった者				午前何時～ 午後何時		午前 (後) 何時何分事由何々
(2)	投票管理者の選任した者			(参 会 時 刻) (参 会 時 刻)			
5	期 日 前 投 票 所 開 閉 時 刻	午前 何時開始		午後 何時閉鎖			
6	投 票 の 状 況	投 票 者			仮 投 票 に よ る 投 票 者		
		(男)					
		(女)					
		(計)					
(1)	投 票 用 紙 再 交 付 者	(氏名) (再交付の事由)					
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(4)	点字により投票をした者	人					
(5)	代 理 投 票	審 査 人		補 助 者			
		(氏 名)		(氏 名)		(氏 名)	
		代理投票者数 人					
(6)	投票拒否の決定をした者			審査人の氏名	拒 否 の 事 由	仮投票の有無	
		国民審査法第 26 条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第 50 条の投票の拒否					
		国民審査法第 26 条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第 48 条の代理投票の拒否					
7	期 日 前 投 票 所 事 務 従 事 者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者	何人 何人 何人	

何年何月何日調製

投票管理者 (職) 氏 名
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
投票立会人 氏 名
投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、期日前投票所 (法第 26 条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第 49 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される同法第 48 条の 2 第 1 項の規定により市区町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所を除く。) における投票録の様式である。
- 審査人の氏名のみの記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行なった時間を記載すること。
- 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行なったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行なったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をする事となった事由を記入すること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票管理者及び投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考 13 に準ずる。

その四

何年何月何日
執 行

最高裁判所裁判官国民審査投票所投票録

何投票区

1 投票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)						
2 投票所の変更	年 月 日 場 所 事 由 告 示 年 月 日						
3 投票管理者	氏 名		選任年月日	職 務 時 間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等	
				午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時 事由何々	
4 投票立会人	党 派	氏 名	選 任 年 月 日	立 会 時 間	参 会 時 刻	辞職の時刻及び理由	
(1) 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人で審査における投票立会人となった者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々	
(2) 投票管理者の選任した者			(参会時刻)				
			(参会時刻)				
5 投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖						
6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派 氏名						
7 投票の状況	選挙人名簿登録者	審査当日有権者	投票者	投票所における投票者 (在外審査人を除く。)		不在者投票者 (在外審査人を除く。)	
				総数	仮投票による投票者	総数	不受理の決定を受けた者の数
	(男)						拒否の決定を受けた者の数
	(女)						
	(計)						
(1) 投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)						
(2) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)						
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)						
(4) 点字により投票をした者	人						
(5) 代理投票	審査人	補 助 者					
	(氏 名)	(氏 名)	(氏 名)				
(6) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者が送致を受けた不在者投票	代理投票者数	人					
	投票総数	票 内	受理と決定したもの 不受理と決定したもの				
		不受理又は拒否の決定を受けた者					
	不受理の決定を受けた者	(氏名)					
	代理投票の拒否の決定を受けた者	(氏名)					
(7) 投票拒否の決定をした者	国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第50条の投票の拒否		審査人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
	国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第48条の代理投票の拒否						
8 在外審査人の投票の状況	在外選挙人名簿登録者		審査当日有権者		投票者(イ+ロ+ハ)		
	(男)						
	(女)						
	(計)						
	投票所における投票者(在外審査人に限る。)		不在者投票者(在外審査人に限る。)		在 外 投 票 者		
	総数(イ)	仮投票による投票	総数(ロ)	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数	総数(ハ)	不受理の決定を受けた者の数

(1)	投票所閉鎖の時刻 までに投票管理者 が送致を受けた不 在者投票	投票総数	票 内	受理と決定したもの 不受理と決定したもの 不受理又は拒否の決定を受けた者	票 票
		不受理の決定を受けた者		(氏名)	
		代理投票の拒否の決定を受けた者		(氏名)	
		投票総数	票 内	受理と決定したもの 不受理と決定したもの 不受理又は拒否の決定を受けた者	票 票
(2)	投票所閉鎖の時刻 までに投票管理者 が送致を受けた在 外投票	投票総数	票 内	受理と決定したもの 不受理と決定したもの 不受理又は拒否の決定を受けた者	票 票
		不受理の決定を受けた者		(氏名)	
		代理投票の拒否の決定を受けた者		(氏名)	
		(3) 備 考			
9	投票所事務従事者	総数	何人 内	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者	何人 何人 何人

何年何月何日調製

投票管理者（職） 氏 名
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
投票立会人 氏 名
投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、法第26条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第30条の3第2項に規定する指定在外選挙投票区の投票所における投票録の様式である。
- 指定投票区若しくは指定関係投票区等である場合又は第6条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合には、その旨を「何投票区」に就いて記載すること。
- 審査人の氏名のみ記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「審査当日有権者」には、期日前投票を行った者のうち審査の期日までの間に審査権を有しなくなつたものも含まれるものであること。
- 「7 投票の状況」欄には、在外審査人以外の審査人の投票の状況を記載すること。
- 「7 投票の状況」欄の「投票者」欄には、投票所における投票者の総数と不在者投票の総数の計を記載すること。
- 「8 在外審査人の投票の状況」欄には、在外審査人の投票の状況を記載すること。
- 「8 在外審査人の投票の状況」欄の「投票者」欄には、投票所における投票者の総数、不在者投票者の総数及び在外投票者の総数の計を記載すること。
- 在外審査人について、指定在外選挙投票区の投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「8(3)備考」欄に、「7(1)」欄から「7(5)」欄まで又は「7(7)」欄の記載方法に準じて、記載すること。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の辞職を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。
- 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなつた事由を記入すること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 指定関係投票区等である場合には、「7 投票の状況」欄の「不在者投票者」欄及び「7(6)」の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に係る審査人がした不在者投票の送致を受けた場合又は第6条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合は、この限りでない。
- 公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあつては、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる。

その五

何年何月何日
執行

最高裁判所裁判官国民審査共通投票所投票録

1 共通投票所開設場所	年 月 日 場 所 事 由 告 示 年 月 日				
2 共通投票所の変更					
3 投票管理者	氏 名	選任年月日	職務時間 午前何時～ 午後何時	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等 職務代理(管掌)者 氏 名 午前何時～何時 事由何々
4 投票立会人	党派 氏 名	選任年月日	立会時間 午前何時～ 午後何時	参会時刻	辞職の時刻及び理由 午前(後)何時何分 事由何々
(1) 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人である審査における投票立会人となった者					
(2) 投票管理者の選任した者		(参会時刻)			
5 共通投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖				
6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派	氏 名			
7 投票の状況	投票者		仮投票による投票者		
	(男)				
	(女)				
	(計)				
(1) 投票用紙再交付者	(氏名)		(再交付の事由)		
(2) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)				
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)				
(4) 点字により投票をした者			人		
(5) 代理投票	審査人 (氏 名)	補助者 (氏 名)	人		
	代理投票者数		人		
(6) 投票拒否の決定をした者	審査人の氏名		拒否の事由	仮投票の有無	
	国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第50条の投票の拒否				
	国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第48条の代理投票の拒否				
8 在外審査人の投票の状況	投票者		仮投票による投票者		
	(男)				
	(女)				
	(計)				
	備考				
9 共通投票所事務従事者	総数 何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人	
		2 市区町村の職員			何人
		3 その他の者			何人

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏 名
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
投票立会人 氏 名
投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、法第26条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第49条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所における投票録の様式である。
- 審査人の氏名のみの記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
- 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をする事となった事由を記入すること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 「7 投票の状況」欄には、在外審査人以外の審査人の投票の状況を記載すること。
- 「8 在外審査人の投票の状況」欄には、在外審査人の投票の状況を記載すること。
- 在外審査人について、市町村の選挙管理委員会の指定した共通投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「8 在外審査人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「7(1)」欄から「7(6)」欄までの記載方法に準じて、記載をすること。
- 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 公職選挙法第55条ただし書に規定するときは、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる。

その六

何年何月何日
執行

最高裁判所裁判官国民審査期日前投票所投票録

1	期日前投票年月日	何年何月何日				
2	期日前投票所設置の状況					
1	期日前投票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)				
2	期日前投票所における審査の期間	何年何月何日から何年何月何日まで				
3	投票管理者	氏名	選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等
				午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時 事由何々
4	投票立会人	党派氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
1	衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人である審査における投票立会人となった者			午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分事由何々
2	投票管理者の選任した者			(参会時刻)	(参会時刻)	
5	期日前投票所開閉時刻	午前何時開始	午後何時閉鎖			
6	投票の状況	投票者	仮投票による投票者			
		(男)				
		(女)				
		(計)				
1	投票用紙再交付者	(氏名)	(再交付の事由)			
2	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)				
3	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)				
4	点字により投票をした者	人				
5	代理投票	審査人	補助者		人	
		(氏名)	(氏名)	(氏名)		
6	投票拒否の決定をした者	代理投票者数	人			
		国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第50条の投票の拒否	審査人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無	
		国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第48条の代理投票の拒否				
7	在外審査人の投票の状況	投票者	仮投票による投票者			
		(男)				
		(女)				
		(計)				
8	期日前投票所事務従事者	備考				
		総数 何人 内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人		
			2 市区町村の職員	何人		
			3 その他の者	何人		

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏名
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
投票立会人 氏名
投票立会人 氏名

備考

- この様式は、法第26条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により市区町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所における投票録の様式である。
- 審査人の氏名のみの記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
- 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等することとなった事由を記入すること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 「6 投票の状況」欄には、在外審査人以外の審査人の投票の状況を記載すること。
- 「7 在外審査人の投票の状況」欄には、在外審査人の投票の状況を記載すること。
- 在外審査人について、市区町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「7 在外審査人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「6(1)」欄から「6(6)」欄までの記載方法に準じて、記載すること。
- 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票管理者及び投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる。

第六号様式（開票録の様式）（第五条関係）

第六号様式（開票録の様式）（第五条関係）
何年何月何日
執 行
最高裁判所裁判官国民審査開票所開票録

何開票区

1	開票所開設場所	何市(区)役所 (何町村役場) (何の場所)								
2	開票立会人	党	派	氏	名	参 会 時 刻	選 任 年 月 日	選 任 の 事 由		
(1)	衆議院小選挙区 選出議員の選挙 における開票立 会人で審査にお ける開票立会人 となった者									
(2)	開票管理者の選 任した者									
3	開票所開閉時刻	何年何月何日 午前(後)何時何分開始			何年何月何日 午前(後)何時何分閉鎖					
4	拒否の決定等を受 けた投票	受 理			不 受 理					
5	開 票 の 結 果									
(1)	投票の内訳	投票総数		有 効 投 票			無 効 投 票	無 効 投 票 率		
		総 数	国民審査法第22条第2項又は第3 項の規定の適用を受けたもの		国民審査法第22条第5項の 規定の適用を受けたもの					
(2)	罷免を可とする 投票の数、罷免 を可としない投 票の数及び記載 を無効とされた ものの数	氏 名		罷免を可とする投票の数		罷免を可としない投票の数		記載を無効とされたものの数		
								%		
(3)	無効投票の内訳	点字投票 以外の投票	所定の用紙を用いないも の		×の記号以外の事項を記 載したもの		×の記号を自ら記載したものでないもの(審査に 付される裁判官としてその氏名が印刷された者 が2人以上の場合又は洋上投票等若しくは在外 投票の場合にあっては、審査に付される裁判官 のすべてについて記載を無効とされたもの)			
		点 字 投 票	所定の用 紙を用い ないもの		審査に付される 裁判官の氏名の ほか、他事を記 載したもの		審査に付される 裁判官の氏名以 外の事項のみを 記載したもの		審査に付される裁判官が1 人の場合、その者の氏名を 自書しないもの(審査に付さ れる裁判官が2人以上の場 合、そのすべてについて記 載を無効とされたもの)	審査に付される裁判官が1人 の場合、審査に付される裁判 官の何人に記載したかを確認 し難いもの(審査に付される裁 判官が2人以上の場合、その すべてについて記載を無効と されたもの)
(4)	点 字 投 票	票								
6	開票事務従事者	総数何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者				何人 何人 何人		

何年何月何日調製

開票管理者(職) 氏 名
我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
開票立会人 氏 名
開票立会人 氏 名
開票立会人 氏 名

- 備考
- 1 審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が1人の場合にあっては、「記載無効」に関する該当欄は斜線を引くものとする。
 - 2 審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が2人以上の場合、審査に付される裁判官のすべてについて法第22条第2項の規定の適用を受けた投票は、5の(3)の欄中の該当する箇所に記入すること。
 - 3 審査に付される裁判官のすべてについて法第22条第3項の規定の適用を受けた投票は、5の(3)の欄中の該当する箇所に記入すること。
 - 4 審査に付される裁判官が2人以上の場合、これらの者のすべてについて法第22条第5項の規定の適用を受けた投票は、5の(3)の欄中の該当する箇所に記入すること。
 - 5 この様式に掲げる事項のほか、開票管理者において、開票に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

第七号様式（審査分会録の様式）（第五条関係）

第七号様式（審査分会録の様式）（第五条関係）

何年何月何日
執 行

最高裁判所裁判官国民審査分会録

何審査分会

1	審査分会場開設場所	都（何道府県）		庁	（何の場所）	
2	審査分会立会人	党 派	氏 名	選任年月日	参会時刻	選任の事由
(1)	あらかじめ選任された者					
(2)	臨時に選任された者					
3	審査分会開閉時刻	何年何月何日 午前（後）何時何分開会		何年何月何日 午前（後）何時何分閉会		
4	審査の結果					
(1)	投票の内訳	投票総数	有効投票		無効投票	無効投票率
			総 数	国民審査法第22条第2項、第3項又は第5項の規定の適用を受けたもの		
罷免を可とする投票の数、罷免を可(2)としない投票の数及び記載を無効とされたものの数	氏 名	罷免を可とする投票の数		罷免を可としない投票の数	記載を無効とされたものの数	
5	選挙人名簿に登録されている者及び在外選挙人名簿に登録されている者の総数	何人				
6	審査分会事務従事者	1 都道府県選挙管理委員会書記				何人
		2 都道府県の職員				何人
		3 その他の者				何人

何年何月何日調製

審査分会長（職）氏 名

我々は、この審査分会録の記載が真正であることを確認して、署名する。

審査分会立会人氏 名

審査分会立会人氏 名

審査分会立会人氏 名

備考 この様式に掲げる事項のほか、審査分会長において、審査分会に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を用いることができる。

第八号様式（審査録の様式）（第五条関係）

第八号様式（審査録の様式）（第五条関係）

何年何月何日 最高裁判所裁判官国民審査審査録
開 会

1 審査会開設場所	何 の 場 所				
2 審査立会人	党 派	氏 名	選 任 年 月 日	参会時刻	選任の事由
(1) あらかじめ選任された者					
(2) 臨時に選任された者					
3 審査会開閉時刻	何年何月何日 午前(後)何時何分開会		何年何月何日 午前(後)何時何分閉会		
4 審査の結果					
(1) 投票の内訳	投票総数		有効投票	無効投票	
				無効投票率 %	
選挙人名簿に登録されている者及び在外選挙 (2) 人名簿に登録されている者の総数並びにその百分の一の数	総 数		総数の百分の一の数		
罷免を可とする投票の (3) 数及び罷免を可としない投票の数	氏 名	罷免を可とする投票 票		罷免を可としない投票 票	
		計		計	
(4) 罷免をされないものと決定した裁判官	(氏 名) (氏 名) (氏 名) (氏 名)				
(5) 罷免をされるものと決定した裁判官	(氏 名) (氏 名) (氏 名)				
5 審査会事務従事者	総数 何人	内 1 総務省の職員 2 その他の者	何人 何人		

何年何月何日調製

審査長(職) 氏 名

我々は、この審査録の記載が真正であることを確認して、署名する。

審査立会人 氏 名

審査立会人 氏 名

審査立会人 氏 名

備考 この様式に掲げる事項のほか、審査長において、審査会に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を用いることができる。